令和４年７月10日執行　　参議院議員通常選挙　　執行日程表

香川県選挙管理委員会

月	日	曜	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
			公示前の適当な日	1　ポスター掲示場の区画数の指示	県委員会	運規11の3	1　ポスター掲示場の設置場所の告示及び県委員会への報告（予め）	市町委員会	法144の2 運規11の2
				2　政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数の告示	〃	規程２	2　不在者投票（郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を含む）の投票用紙及び投票用封筒の請求受付	〃 委員長	法49 令50,59の4,59の5の4,59の6 特例法3,特例令1
				3　政見放送の日時の決定（放送局から通知のあった場合）	〃	規程13			
				4　立候補予定者等に対する説明会の開催	〃		3　在外選挙人による郵便等による在外投票の投票用紙等の請求受付、投票用紙等の発送（任期満了前60日から発送開始）	〃	法49の2 令65の11 外則23
				5　選挙人名簿の登録の基準日の告示	〃	法22 令14			
				6　個人演説会会場の指定の告示	〃	法161	4　個人演説会会場の指定及びその旨県委員会に報告	市町委員会	法161
							5　個人演説会の施設の整備の程度その他使用に関する定めの公表及び候補者が納付すべき費用の額の公表（市町委員会の承認）	施設管理者	法161 令119,121
							6　指定投票区を指定し及び指定関係投票区を定めたとき、並びに指定投票区の指定を取り消し又は指定関係投票区を変更したときは、その告示及び県委員会へ通知	市町委員会	法37 令26
							7　期日前投票事務従事者の任命、事務の分担取扱手続の決定及び関係法令等の周知	〃	
							8　指定在外選挙投票区の指定及び県委員会へ通知	〃	法30の3 令23の2
6	20	月	(前)20				1　不在者投票（郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を含む）の投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始	市町委員会 委員長	法49 令53,59の4,59の5の4 特例法3 特例令1
	21	火	19	1　選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数の報告受領	県委員会	法22 令22 通知	1　ポスター掲示場の設置完了期限	市町委員会	法144の2 運規11の3
				2　立候補届出受付準備	選挙長 県委員会		2　選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数を県委員会に報告	〃	令22
	22	水	18 公示日	1　選挙長及び同職務代理者並びに選挙分会長及び同職務代理者の選任告示（予め同意）	県委員会	法75 令80,81	1　期日前投票所の告示及び告示した旨の投票管理者への通知	市町委員会	法39,41,48の2 事規17
				2　投票用紙の様式の告示	〃	法45 規則5	2　在外選挙人に係る期日前投票所の指定・告示	〃	法49の2 令65の13
				3　投票用紙、投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印の告示	〃	規則5,8,10,10の5,10の5の4	3　期日前投票所の投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限	〃	法38,48の2 令27,49の7,事規14
							4　投票管理者及び同職務代理者の選任告示（予め同意）	〃	法37,令24,25,49の7 事規12
				4　選挙会及び選挙分会の選挙立会人のくじを行うべき場所及び日時の告示（予め）	選挙長 選挙分会長	法76,62 事規30,25	5　開票管理者及び同職務代理者の選任告示（予め同意）	〃	法61 令67,68 事規24
				5　選挙会及び選挙分会の場所及び日時の告示（予め）	県委員会	法77,78	6　投票所（共通投票所）及び期日前投票所の開閉時刻を繰り上げ、又は繰り下げる旨の告示及び投票管理者への通知(予め)(県委員会に届出(投票所及び共通投票所のみ))	〃	法40,41の2,48の2 事規16
				6　選挙長の事務を取り扱う場所の告示	〃				
				7　ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる期日の告示	〃	法144の2	7　開票立会人のくじを行うべき場所及び日時の告示（予め）	〃	法62 事規25
							8　氏名等掲示の掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示（選挙区）	〃	法175 運規46
				8　政見放送の順序のくじを行うべき場所及び日時の告示	〃	規程14			
				9　選挙公報掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示（予め）	〃	法169 運規41	9　個人演説会の施設の使用予定表の受理（最新のものを常に確認のこと。）	〃	令118
				10　名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示（予め）（比例代表）	〃	法175 運規46			
							10　個人演説会（公営施設使用）開催申出受付開始（開催不能の場合通知）（選挙区・比例代表）	〃	法163 令112,113,114 運規31
				11　選挙運動に関する支出金額の制限額の告示	〃	法194,196 令127			
				12　実費弁償及び報酬の額を定める告示	〃	法197の2 令129	11　個人演説会の施設の管理者に対する開催申出があった旨の通知（その都度）	〃	令115,124
				13　立候補届出受付開始	選挙長	法86の4 令89			
				14　立候補届出期限	〃	法86の4	12　個人演説会の開催の可否に関する管理者の通知（その都度）	施設管理者	令116,117,120
				15　候補者交付物及び証明書類の交付	〃	法13章	13　投票所入場券の交付（公示日以後できるだけ速やかに）	市町委員会	令31
					県委員会		14　選挙事務所設置（異動）届出受付開始	〃	法130,131 令108,109 運規2の2
				16　選挙会及び選挙分会の選挙立会人届出受付開始	選挙長 選挙分会長	法76,62 令82,69 事規30,25	15　開票立会人届出受付開始	〃	法62 令69
				17　選挙事務所設置（異動）届出受付開始	県委員会	法130,131 令108,109 運規2の2	16　投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行（選挙区）	〃	法175
							17　期日前投票所及び市町委員会委員長が管理する不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等の掲示用データの受信	〃	法175
				18　出納責任者選任（異動・職務代行）届出受付開始	〃	法180,182,183 運規50の7			
				19　報酬を支給する選挙運動のために使用する者の届出受付開始	〃	法197の2 令129	18　立候補(異動)、届出却下、同辞退（法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。）又は死亡の通知を受けた場合の投票管理者及び開票管理者への通知	市町委員会	令92 事規33
				20　政見放送、経歴書申込み（提出）期限	放送局	規程5,6			

月	日	曜	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
6	22	水	18 公 示 日	21　政見放送の順序を定めるくじの執行	県委員会	規程14	19　候補者が死亡したことを知った場合は直ちに選挙長に通知	住所地市区町村長	令92
				22　選挙公報掲載文申請受付開始（選挙区）	〃	法168,運規10章			
				23　選挙公報掲載文訂正の連絡（選挙区）	〃	申請注意事項	20　候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知	住所地市区町村委員会	令92
				24　選挙運動用ビラ証紙交付開始	〃	法142 運規3章の2			
				25　選挙公営（経費）関係届出受付及び確認書交付開始	〃	法141,142,143,164の2 令109の4,109の7,109の8,110の2,110の3,110の4,125の3 規則17の4,17の5	21　ポスター掲示場にポスター掲示開始	候補者	法144の2
							22　選挙人名簿又は抄本の閲覧の中止	市町委員会	法28の2,28の3
							23　選挙に対する関心を高める運動展開	推進協議会	法6
				26　推薦団体確認申請書受付開始、確認書の交付、総務大臣への通知（選挙区）	〃	法201の4 令129の2 運規13章の2			
				27　推薦団体が行う推薦演説会周知用ポスター検印受付開始（選挙区）	〃	法201の4 運規13章の2			
				28　政談演説会開催届出受付開始（証紙交付）	〃	法201の6,201の11 令129の5			
				29　候補者がポスターを掲示することができる区画番号（届出順）を候補者及び市町委員会に通知	〃	法144の2 運規11の5			
				30　名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序のくじ執行、掲載順序を市町委員会に通知（比例代表）	〃	法175 運規46			
				31　期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票を記載する場所における候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等掲示用データを市町委員会へ送信	〃				
				32　立候補（異動）、届出却下、同辞退（法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。）、死亡の告示及び県委員会への報告並びに市町委員会、候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会への通知（選挙区）	選挙長	法86の4 令92 事規33			
				33　立候補（異動）、届出却下、同辞退（同上）、死亡の通知があった場合の選挙分会長及び市町委員会への通知（比例代表）	県委員会	令92			
				34　選挙に対する関心を高める運動展開	推進協議会 県委員会	法6			
	23	木	17	1　選挙公報掲載文申請期限（選挙区）	県委員会	法168	1　期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票を記載する場所に候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等の掲示開始	市町委員会	法175
				2　選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行（選挙区）	〃	法169 運規41			
				3　候補者の被選挙権等について候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会並びに本籍地の市区町村長に調査依頼	選挙長	事規32	2　期日前投票所の投票管理者への選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに）	〃	令28,49の7
				4　選挙公報掲載政党数等の通知（比例代表）	中央選管		3　在外選挙人が期日前投票を行う旨指定した期日前投票所の投票管理者への在外選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに）	〃	令28,65の13
				5　選挙公報掲載文の原稿（データ）受領（比例代表）	〃	通知	4　不在者投票（郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を除く）の投票用紙及び投票用封筒等の交付開始（郵便等による発送を除く）	市町委員会 委員長	法49 令50～54,59の5の4 規則8の2～10,10の4 10の5,10の5の3,10の5の4,10の10 事規21
							5　期日前投票所の投票立会人が２人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知	投票管理者	法38 48の2 事規14
							6　期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認（新たな投票箱を使用する場合はその都度）	〃	令34,49の7
							7　期日前投票・不在者投票開始	〃 選挙人	法48の2,49 令55～58,59の5,59の5の4,59の6 特例法3 特例令1
							8　期日前投票における投票録の作成（各日）	投票管理者	令49の10
							9　投票箱を閉鎖する場合の措置（かぎの封印）	〃	令49の7,43

月	日	曜	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
6	24	金	16	1　選挙公報印刷開始・終了（選挙区） 2　選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行（比例代表）	県委員会 〃	 法169 運規41	1　個人演説会（公営施設使用）開始	候補者 市町委員会	法161,163～164の2 令112～125
	25	土	15	1　選挙公報を市町委員会へ送付（選挙区） 2　選挙公報印刷開始・終了（比例代表） 3　選挙公報を市町委員会へ送付（比例代表）	〃 〃 〃		1　選挙公報の受領（選挙区・比例代表）	〃	
	26	日	14						
	27	月	13						
	28	火	12				1　選挙公報を各世帯に配布開始（選挙の期日前２日までに完了）	〃	法170 運規44
	29	水	11						
	30	木	10	1　名簿届出政党等の名称等掲示用紙印刷開始（比例代表）	〃				
7	1	金	9						
	2	土	8						
	3	日	7						
	4	月	6				（在外公館投票最終日）	（在外公館）	
	5	火	5	1　名簿届出政党等の名称等掲示用紙を市町委員会へ送付（比例代表）	〃		1　投票所（共通投票所）の告示期限、告示した旨の投票管理者への通知 2　開票の場所及び日時の告示（予め） 3　名簿届出政党等の名称等掲示用紙の受領（比例代表）	市町委員会 〃 〃	法39,41,41の2 事規17 法63,64 事規26
	6	水	4				1　郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限 2　在外選挙人による郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒等の請求期限	市町委員会 委員長 〃	法49 令59の4 特例法3 特例令1 令65の11
	7	木	3	1　補充立候補届出期限（選挙区） 2　選挙会及び選挙分会の選挙立会人届出期限（くじを行うこととなった場合は、その旨通知） 3　選挙会及び選挙分会の選挙立会人の届出のあった者が３人に達しないときの選任及び通知 4　選挙会及び選挙分会の選挙立会人が定まったときの本人への通知 5　選挙会及び選挙分会の事務従事者の選任期限	選挙長 〃 選挙分会長 選挙長 選挙分会長 選挙長 選挙分会長 県委員会	法86の4 法76,62 令82,69 法76,62 事規30,25 事規30,25	1　開票立会人届出期限（くじを行うこととなった場合は、その旨通知） 2　開票立会人の届出のあった者が３人に達しないときの選任及び通知 3　投・開票事務従事者任命期限、事務の分担取扱手続の決定及び関係法令等の周知 4　投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限 5　開票立会人が定まった場合の本人及び開票管理者への通知 6　特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限	市町委員会 〃 〃 〃 〃 市町委員会 委員長	法62 令69 法62 事規25 法38 令27 事規14 法62 令70の2 事規25 法49 令59の5の4
	8	金	2	1　選挙会及び選挙分会の選挙立会人のくじ執行（10人を超えるとき、同一政党３人以上のとき）、定まった場合の本人への通知 2　政見放送終了期限	選挙長 選挙分会長 放送局	法76 事規30 規程12	1　開票立会人のくじ執行（10人を超えるとき、同一政党３人以上のとき）、定まった場合の本人及び開票管理者への通知 2　補充立候補があった場合に投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行（選挙区） 3　選挙公報の配布期限	市町委員会 〃 〃	法62 令70の2 事規25 法175 法170 運規44
	9	土	1	1　選挙期日現在選挙人名簿登録者数等の報告受領 2　選挙事務所設置状況調査 （選挙運動最終日）	県委員会 〃	通知	1　投票所（共通投票所）の設備その他の準備 2　選挙期日現在選挙人名簿登録者数等を県委員会に報告 3　選挙事務所設置状況調査 4　期日前投票所の投票箱、投票録、（在外）選挙人名簿の抄本を選管に送致 （期日前投票・不在者投票最終日）	市町委員会 〃 〃 投票管理者	令32,33 48の３ 規則6 通知 法55,48の2
	10	日	投票日	1　投票所（共通投票所）を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 2　投票状況結果速報の受理及び発表 3　投票点検結果速報の受理及び発表 4　候補者の被選挙権調査完了	県委員会 〃 〃 選挙長	法41の2,132,134 通知 通知 事規32	1　投票所（共通投票所）を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 2　投票所（共通投票所）内に候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等を掲示 3　投票立会人が２人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 4　選挙人名簿又はその抄本の投票管理者への送付期限（投票所（共通投票所）を開く時刻までに） また、指定投票区を指定した場合は、当該指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本の指定投票区の投票管理者への送付期限 5　在外選挙人名簿又はその抄本の指定在外選挙投票区の投票管理者への送付期限（投票所（共通投票所）を開く時刻までに） 6　投票箱に何も入っていないことの確認 7　投票開始	市町委員会 〃 投票管理者 〃 〃 〃 〃	法41の2,132,134 法41の2,175 運規11章 法38 事規14 令28,48の3 令65の13,28 令34 法40

月	日	曜	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
7	10	日	投票日				8　不在者投票(郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を含む。)、不在者投票証明書及び同調書を投票管理者(投票をした選挙人が属する投票区が指定関係投票区であるときは、指定投票区の投票管理者、投票をした選挙人が在外選挙人の場合は指定在外選挙投票区)に送致完了 9　在外公館投票、郵便等による在外投票を指定在外選挙投票区の投票管理者に送致完了 10　投票録を作成し、投票箱その他関係書類とともに開票管理者に送致 11　投票状況を県委員会に速報 12　期日前投票所の投票箱等を開票管理者に送致 13　開票所の設備その他の準備 14　開票立会人が３人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 15　開票開始 16　投票点検結果を市町委員会に速報 17　投票点検結果を県委員会に速報 18　開票録を作成し、投票点検結果を市町委員会を経て選挙長（選挙分会長）に報告 19　選挙人名簿又はその抄本、在外選挙人名簿又はその抄本、投票、投票録、開票録その他の資材を市町委員会に送付	市町委員会 委員長 〃 投票管理者 投票立会人 市町委員会 〃 〃 開票管理者 〃 〃 市町委員会 開票管理者 〃	令60,61,65の13 特例令2 令65の7,65の12 法54,55 通知 法48の2,55 令49の10 法63 法62 事規25 法65 法66,70 令74 事規27 令75,76
	11	月	(後)1	1　投票点検結果報告検収 2　選挙会及び選挙分会の準備	選挙長 選挙分会長 選挙長 選挙分会長	法66 令74 事規27 法77	1　投票点検結果報告	開票管理者	法66 令74 事規27
	12	火	2	1　選挙会及び選挙分会の選挙立会人が３人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 2　選挙会の開催及び選挙録の作成（選挙区） 3　選挙録及び選挙会に関する書類を県委員会に送付（選挙区） 4　当選人の住所、氏名等を県委員会に報告（選挙区） 5　選挙分会の開催及び選挙分会録の作成（比例代表） 6　選挙分会録及び選挙分会に関する書類を県委員会に送付（比例代表） 7　県選挙管理委員会の開催 8　当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示（選挙区） 9　当選証書の付与（選挙区） 10　総務大臣に当選証書付与の報告（選挙区） 11　選挙分会録の写しを添えて選挙長に選挙結果を報告（比例代表）	選挙長 選挙分会長 選挙長 〃 〃 選挙分会長 〃 県委員会 〃 〃 〃 選挙分会長	法76,62 事規30,25 法80,83 令85 法101の3 法80,83 令85 法101の3 法105 法108 法81			
	16	土	6				1　選挙人名簿又は抄本の閲覧開始	市町委員会	法28の2,28の3
	25	月	15	1　選挙運動に関する収支報告書の提出期限	出納責任者	法189			
8	12	金	33	1　供託物返還手続開始（選挙区）	選挙長	令93			